家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十六年八月十一日

左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会

代表理事　白石　綱吉

記

一、住所、氏名　岩手県滝沢市鵜飼洞畑一六、斉藤　正

一、住所、氏名　宮城県栗原市志波姫南郷五反待井四三、木川田秀継

一、住所、氏名　宮城県栗原市志波姫八樟谷地一九二、草刈　正義

一、住所、氏名　宮城県遠田郡美里町青生字梅木六八、斉田　早苗

一、住所、氏名　宮城県栗原市志波姫八樟北二四七の一、三浦　静

一、住所、氏名　宮城県石巻市広渕字柏木前一三八、加藤　節也

一、住所、氏名　宮城県東松島市小松字沢田前五七の一、高橋　良男

一、住所、氏名　秋田県横手市増田町増田字中町二八の一、柴田　五郎

一、住所、氏名　秋田県湯沢市上関字横上一九、高山　陽一

一、住所、氏名　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保四七、黒木　久好

一、住所、氏名　茨城県久慈郡大子町大生瀬九九一の二、鈴木　孝夫

一、住所、氏名　茨城県稲敷郡河内町片巻八六一、篠田　松成

一、住所、氏名　茨城県稲敷郡美浦村信太一七〇一、池延　亮

一、住所、氏名　群馬県前橋市小坂子町一六五〇、糸井　亀

一、住所、氏名　群馬県前橋市柏倉町二〇五三、大崎　典夫

一、住所、氏名　群馬県前橋市駒形町五の一〇二〇、塩浦徳次郎

一、住所、氏名　群馬県前橋市柏倉町一一〇〇、六本木正作

一、住所、氏名　群馬県前橋市富士見町石井一四〇四、樺沢　一雄

一、住所、氏名　群馬県前橋市泉沢町乙八一四、喜楽　茂雄

一、住所、氏名　群馬県前橋市下石倉町三の八、本田　和久

一、住所、氏名　群馬県伊勢崎市波志江町九六六の三、細井　忠寿

一、住所、氏名　群馬県吾妻郡嬬恋村干俣一七八七の一、黒岩　邦明

一、住所、氏名　群馬県吾妻郡嬬恋村干俣一四七〇、黒岩佐武郎

一、住所、氏名　群馬県高崎市下滝町五六八の一、相原　勝美

一、住所、氏名　群馬県安中市簗瀬一一五の二、須藤　彊

一、住所、氏名　千葉県山武郡横芝町立合五二二四、大木　貞夫

一、住所、氏名　千葉県印西市師戸二五、小岩　守

一、住所、氏名　千葉県千葉市若葉区中田町一一五三、坂口　敏雄

一、住所、氏名　新潟県南魚沼郡大和町門前三〇六、櫻井　利一

一、住所、氏名　岐阜県美濃市生櫛六〇三の一、中田　雅美

一、住所、氏名　岐阜県可児市今渡一四八五、藤田　六郎

一、住所、氏名　岐阜県飛騨市古川町栄一の一の二六、森　一郎

一、住所、氏名　岐阜県加茂郡七宗町神渕八三四六、森　寿一

一、住所、氏名　岡山県小田郡矢掛町東川面八〇九の二、大森　伸二

一、住所、氏名　岡山県倉敷市真備町尾崎二六三九、上田　俊博

一、住所、氏名　徳島県阿波市市場町興崎字北分一三五、近藤　好幸

一、住所、氏名　徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清一三五八、井河　正量

一、住所、氏名　徳島県美馬市脇町字曽江名三三四、正木　文二

一、住所、氏名　徳島県阿南市那賀川町古津二〇八、延　弘明

一、住所、氏名　宮崎県都城市金田町二四七五、竹之下成夫

一、住所、氏名　群馬県高崎市末広町六三、原　巖

右記の者取戻し保証金の額　各四万円也

一、住所、氏名　千葉県香取市田部二四八四、林　宇兵衛

右記の者取戻し保証金の額　五万円也

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第五五九号　昭和五十五年六月六日

㈡　商号　株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズ

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズ　東京都港区東新橋二丁目九番六号　代表取締役　目黒　光紀

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都港区東新橋二丁目九番六号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十六年七月二十三日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己